

## 生息・生育地保護区の指定について

平成24年度に「生息・生育地保護区」に指定しようとする地区について、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例(平成18年滋賀県条例第4号)に基づき、平成25年1月28日(月)から平成25年2月17日(日)までの間、滋賀県公報に公告し、公衆の縦覧に供して、指定しようとする区域の住民および利害関係人からの意見の受け付けを行いました。提出された意見はありませんでした。

なお、指定については、条例第21条第7項により指定の区域、指定に係る希少野生動植物種および指定の区域の保護に関する指針を告示しなければならないことから、3月中に告示を行い施行日を平成25年3月31日に予定しています。

### 1. 平成24年度に指定を予定している生息・生育地保護区

佐波江浜湖岸動植物生息・生育地保護区(近江八幡市)

### 2. 公告日

平成25年1月28日(月) (平成25年3月31日施行予定)

### 3. 指定に関するスケジュール

平成24年4月～12月	指定予定地区の生物生息状況の情報収集、指定区域の検討、関係機関への説明・調整等
6月	専門委員会での検討
12月	環境審議会自然環境部会からの答申
平成25年1月	公告・縦覧
3月	県議会環境・農水常任委員会へ報告
(以降予定)3月	指定告示

### 4. 現在までに指定した生息・生育地保護区

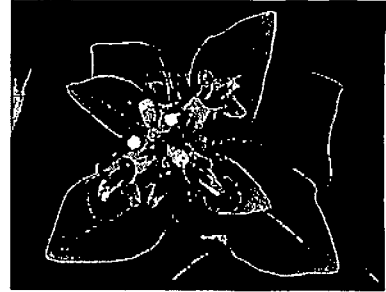
- 「地藏川ハリヨ生息地保護区」(米原市：H20.4.1 施行)
- 「山門湿原ミツガシワ等生育地保護区」(西浅井町：H20.4.1 施行)
- 「油日サギスゲ等生息・生育地保護区」(甲賀市：H21.3.1 施行)
- 「布施溜・新溜水生植物生育地保護区」(東近江市：H22.3.31 施行)
- 「瀧樹神社ユキワリイチゲ植物生育地保護区」(甲賀市：H22.3.31 施行)
- 「佐目風穴コウモリ類および石灰岩性植物生育地保護区」(多賀町：H23.3.31 施行)
- 「甲津畑町セツブンソウ生育地保護区」(東近江市：H23.3.31 施行)
- 「醒井養鱒場サルオガセ類生育地保護区」(米原市：H24.3.31 施行)

## 佐波江浜湖岸動植物生息・生育地保護区の概要

- 所在地 滋賀県近江八幡市 佐波江浜
- 面積 5.1ヘクタール
- 保護対象種 ハマゴウ、タチスズシロソウ

### ○ 環境管理の指針の概要

・指定にかかる希少野生動植物種が生息・生育できる砂浜の環境を維持するため、砂浜の維持管理等、野生動植物の保護に支障のないものを除き、土地の形質の変更および鉱物の採掘または土石の採取を行わないものとする。



ハマゴウの花

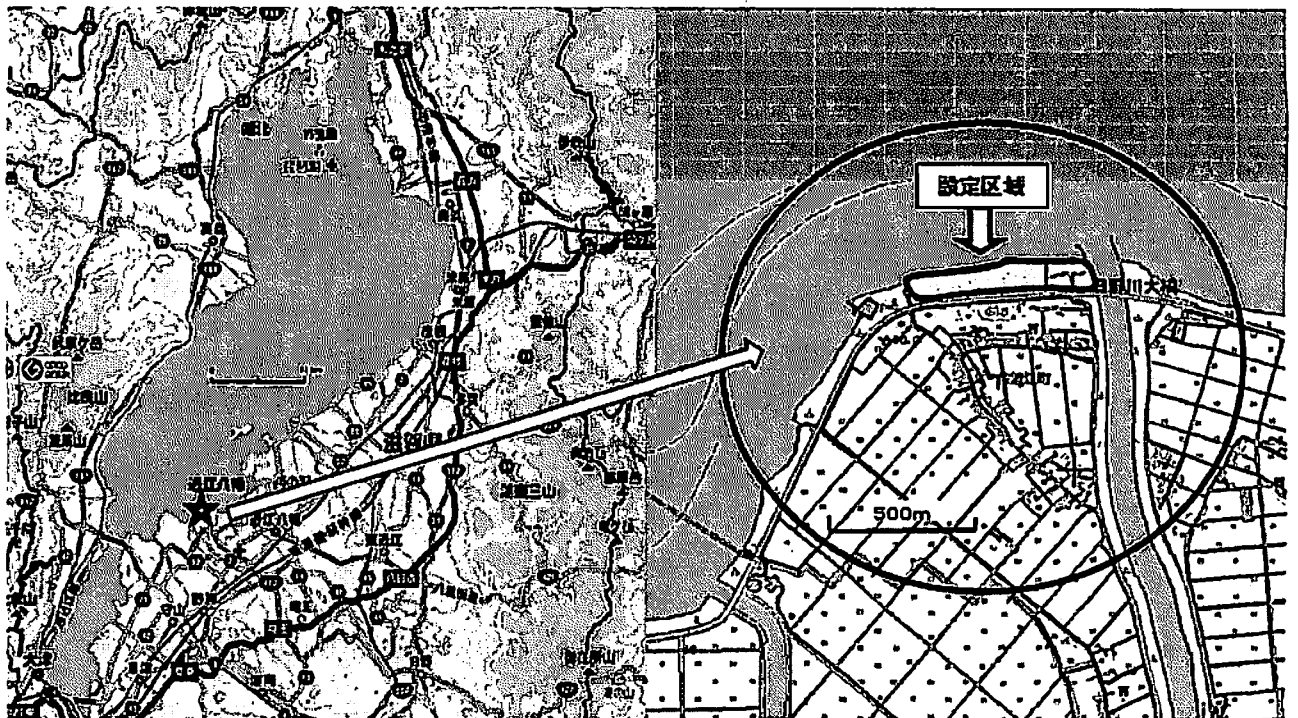


ハマゴウの群生の様子



佐波江浜の状況

### 区域図



## 指定希少野生動植物種の追加指定について

「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」に基づき、希少野生動植物種のうち、特にその保護を図る必要があると認めるものを「指定希少野生動植物種」として指定するものとします。

指定された場合は、野外での生きた個体の捕獲等が制限されます。指定された種については、幅広く周知しその保護を図ります。

このたび「指定希少野生動植物種」に追加指定しようとする種について、同条例に基づき平成24年9月20日(木)から平成24年10月19日(金)までの間、公衆の縦覧に供して県民からの意見・情報の募集を行いました。提出された意見・情報はありませんでした。

なお、指定については、4月中に告示を行い、施行日を平成25年5月1日に予定しています。

1. 「指定希少野生動植物種」への追加指定を予定している種  
植物5種、地衣類1種、鳥類3種 合計9種(別紙参照)

2. 施行日

平成25年5月1日(予定)

3. 指定に関するスケジュール

平成23年10月～

平成24年3月

指定対象とする希少野生動植物についての情報収集

3月

環境審議会自然環境部会種の選定小委員会での選定の選定

7月

環境審議会自然環境部会からの答申

9月～10月

県民からの意見・情報の募集

3月

県議会環境・農水常任委員会へ報告

(以降予定)5月

指定告示

4. 現在までに「指定希少野生動植物種」に指定した種

植物12種、哺乳類2種、鳥類4種、両生類1種、魚類2種 合計22種

指定希少野生動植物種の追加指定

分類群 (選定種数)	和名 (科名)	レッドデータブック カテゴリー	該当する条件
植物 (5種)	ハマエンドウ (マメ科)	絶滅危惧種	I：海に接していない本県に海浜性の本種が生育し、琵琶湖岸の砂地に生育地が局限している。
	カザグルマ (キンポウゲ科)	絶滅危惧種	I・II：里山に生育地が局限している。園芸目的で乱獲されて、危機的状況にある。さらに、中国原産の園芸植物である近縁のテッセンが移出して、交雑の生じる恐れがある。
	リュウキンカ (キンポウゲ科)	絶滅危惧種	II：園芸植物として盗掘され、個体数が激減しており、絶滅が危惧される。
	ヒナラン (ラン科)	絶滅危惧種	I・II：山地の湿った岩場に生育地・生育環境が局限している。乱獲によって個体数が激減しており、危機的状況にある。
	ミズチドリ (ラン科)	絶滅危惧種	I・II：山地の湿原沢地に局限している。園芸目的の盗掘によって個体数が危機的状況にある。
地衣類 (1種)	ドロガワサルオガセ (ウメノキゴケ科)	絶滅危機増大種	I：本種は、日本特産種で静岡県、滋賀県、奈良県、兵庫県の数カ所に分布することが知られている。しかし、現在、確実に生育することが確認されているのは、滋賀県(醒ヶ井)と高野山だけである。極めて貴重な希種である。
鳥類 (3種)	ヨシゴイ (サギ科)	絶滅危惧種	I：もともと個体数は少ない上に、近年、既知の繁殖地の多くが消滅し、繁殖個体群が危機的な状況に陥っている。
	コミミズク (フクロウ科)	絶滅危惧種	I：もともと個体数が少ない猛禽類で、生息地が限られている上に、近年個体数が危機的水準にまで激減している。
	ヤマセミ (カワセミ科)	絶滅危惧種	I：もともと個体数は少ないが、近年、本種がつかいで周年生息する水域が著しく減少し、繁殖個体群の存続が危ぶまれる。
合計 9種 (植物：6種 動物：3種)			

■ 該当する条件について

<条件I> 滋賀県における生息生育状況の保護が、当該種の保存上とくに重要であるもの  
この条件で選定される種は、滋賀県の自然環境を特徴づける種と位置づけられるものです。

<条件II> 観賞・愛玩等を目的として種を特定した捕獲・採取等が行われており、種の存続への影響がとりわけ憂慮されるもの

指定種に選定されることにより、野外で生きた個体を捕獲する等の行為が規制されます。  
このため、こうした行為が種の存続を脅かしていると考えられる種を指定することが効果的です。

## 指定外来種の追加指定について

外来生物による生態系等に係る被害を適正かつ効果的に防止するため、特に生態系等に係る被害を及ぼし、または及ぼすおそれがある外来種を、「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」に基づき「指定外来種」として指定することとします。

指定された場合は、飼養・栽培等を行う者への飼養等の届出の義務づけ、放つこと等の禁止、また、販売に当たっては生態系等への影響についての説明義務を負うこととなります。

このたび「指定外来種」に追加指定しようとする種について、同条例に基づき平成25年1月15日(火)から平成25年2月13日(水)までの間、公衆の縦覧に供して県民からの意見・情報の募集を行ったところ、1件の意見・情報が提出され、下記のとおり対応しました。

なお、指定については、4月中に告示を行い、施行日を平成25年5月1日に予定しています。

### 1. 「指定外来種」への追加指定を予定している種

甲殻類2種(別紙参照)

### 2. 施行日

平成25年5月1日(予定)

### 3. 指定に関するスケジュール

平成23年10月～

平成24年3月

指定対象とする外来種についての情報収集

3月、10月

環境審議会自然環境部会種の選定小委員会で、指定候補種の選定

12月

環境審議会自然環境部会からの答申

平成25年1月～2月

県民からの意見・情報の募集

3月

県議会環境・農水常任委員会へ報告

(以降予定)5月

指定告示

### 4. 県民からの意見・情報の概要とその対応

#### ○意見・情報の概要

指定予定種は在来種との見分けが困難であり、複数種の可能性もあるのではないかと。

#### ○意見・情報への対応

「カワリヌマエビ属の一種」を、「外来のカワリヌマエビ属」に呼称変更する。

### 5. 現在までに「指定外来種」に指定した種

植物2種、哺乳類1種、は虫類1種、魚類8種、貝類2種、その他1種  
合計15種

指定外来種の追加指定

分類群 (選定種数)	和名 (科名)	滋賀県外来種リスト カテゴリ	該当する条件
甲殻類 (2種)	フロリダマミズヨコエビ(マミスヨコエビ科)	特定外来種A類	Ⅱ：水槽で栽培されていた水草とともに野外に捨てられ、野生化した可能性が高い。琵琶湖の固有種ナリタヨコエビへの影響が懸念される。
	外来のカワリヌマエビ属(ヌマエビ科)	特定外来種A類、B類	Ⅱ：水槽や池で餌として飼育されていたり、栽培されていた水草に付着していたものが野外に捨てられ、野生化した可能性が高い。在来種のヌマエビなど、在来種への影響が懸念される。
合計 2種(動物:2種)			

1. 滋賀県外来種リストカテゴリについて

滋賀県の外来種のカテゴリ区分については、本県に強い影響等が報告されている、または予測されている種で、本県に定着しているものを特定外来種A類とし、定着の恐れがあるものは特定外来種B類としました。

2. 該当する条件について

<条件Ⅰ> 滋賀県内の野外ですでに定着し、生態的影響や人の生命・身体、農林水産業への被害がとりわけ大きい外来種であること。生息・生育の抑制の実効性が確保できると期待され、優先的に防除対象とすべきもの。種(種類)の同定が容易で、個体単位で取り扱える体の大きさを持つこと。

滋賀県の野外ですでに定着し、大きな影響が生じている外来種に対しては、適切な防除策が求められます。指定種に選定されることで、防除への取り組みが進むと期待されます。

<条件Ⅱ> 特定の目的\*に利用されたり持ち込まれたりする外来種のうち、滋賀県内の野外で生息・生育した場合、生態的影響や人の生命・身体、農林水産業への被害が大きいと考えられるもの。

(県内の野外ですでに定着しているものを含みます。\*特定の目的とは、観賞・愛玩・園芸・実験等のための飼育・栽培、狩猟・釣りのための放流等を指します。)

指定種に選定されると、飼育個体の放棄が禁止され、飼育者には届出が求められるので、影響が予想されながら意図的に利用されている外来種の適正管理が進むと期待されます。定着が局所的、あるいは未定着の種に対しても、予防的見地からこの条件を適用します。